

横浜市自殺対策計画(仮称)について

詳細版は、下記ホームページに掲載しているほか、各区役所広報相談係及び横浜市健康福祉局障害企画課で御覧いただけます。閲覧に関して配慮が必要な点がある場合には、「問合せ先」まで御連絡ください。



詳しくはホームページへ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/ikiyoko/>

横浜市 生きる 検索

ホームページではほかにも

- 各種相談窓口やリーフレット
- 横浜市の取組等の自殺対策に関する情報を掲載しています。

【問合せ先】横浜市健康福祉局 障害企画課 依存症等対策担当

〒231-0021 横浜市中区日本大通18(KRCビル6階)

電話:045-671-4134 FAX:045-671-3566 電子メール:kf-jisatutaisaku-plan@city.yokohama.jp



郵便はがき

231-8790

021

料金受取人払郵便

横浜港局 承認 4500

差出有効期限 平成30年 11月30日まで 郵便切手不要

横浜市中区日本大通18 KRCビル6階

横浜市健康福祉局障害企画課 依存症等対策担当 行

キリトリ線

横浜市自殺対策計画(仮称)への御意見をお寄せください

募集期間 平成30年11/1(木)-11/30(金)

【提出方法】

はがき 切手不要、11月30日(金)消印有効

FAX 045-671-3566

電子メール kf-jisatutaisaku-plan@city.yokohama.jp

※メールの件名は「自殺対策計画意見」と表記してください。

【注意】

●いただいた御意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

●電話での御意見は受け付けておりませんので、御遠慮ください。

●御意見の提出に伴い取得したメールアドレス・FAX番号等の個人情報、「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。



よろしければ、あなたの情報を御記入ください。

あなたの年齢(該当するものに○をつけてください)

20歳未満・20歳～29歳・30歳～39歳

40歳～49歳・50歳～59歳・60歳～69歳・70歳以上

横浜市自殺対策計画(仮称)素案 概要版

皆様の御意見を募集します

募集期間 | 平成30年11/1(木)-11/30(金)

横浜市では、自殺対策を総合的に推進するため、自殺対策基本法に基づく「横浜市自殺対策計画(仮称)」を策定することとし、このたび「素案」を取りまとめました。この「素案」について、皆様からの声をお聞きし、計画を策定してまいりますので、是非御意見をお寄せください。

平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法により、総合的な自殺対策の推進のため、都道府県・市町村における自殺対策計画の策定が義務付けられたことから、平成31年3月を自途に「横浜市自殺対策計画(仮称)」を策定します。

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 自殺は、その多くが社会的な取組で防ぐことのできる問題である
- 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている

計画の期間 平成31年度～平成35年度までの5年間

「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、以下の数値目標を設定します。

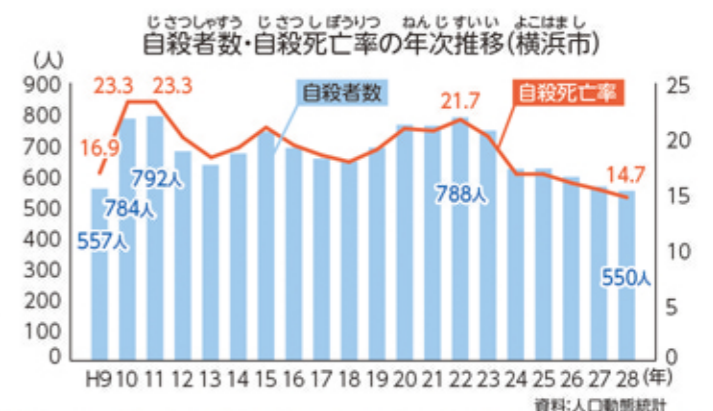
① 自殺死亡率の減少 平成35年に11.7以下へ(人口10万人対の自殺者数)

② ゲートキーパー養成数 計画期間内に延べ18,000人(自殺対策研修受講者数)

【ゲートキーパーとは】悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る役割を担っていただく方

横浜市の自殺の状況

平成10年に国の自殺者数が前年から急増(平成9年23,494人→平成10年31,755人)したと同時に、本市においても、前年と比べ約4割も急増しました(平成9年557人→平成10年784人)。平成22年以降は、国・本市とも減少傾向となり、平成28年では550人とピーク時である平成11年の約6割となっています(平成11年792人)。



横浜市

横浜市の自殺対策の方向性

本市では、「基本施策」「重点施策」「関連施策」により自殺対策の取組を進めます。

基本施策

国が地域の自殺対策の基本的な施策として全国的に実施されることが望ましく、ましては本市でもこれまで取り組んできた

5つの施策

重点施策

これまでの取組に加え、より効果的な自殺対策を進めるために、本市の自殺の特徴を踏まえ、対象者を明確にした、具体的な

3つの施策

関連施策

本市における様々な分野の事業のうち、自殺対策につながる施策

横浜市における自殺対策施策体系

基本施策

1 地域におけるネットワークの強化
自殺の現状を共有化し、対策を地域全体で推進するため、民生委員や弁護士会、横浜のいのちの電話など自殺対策に取り組む団体や、庁内関係部署との会議などを通じた情報共有や連携強化

2 自殺対策を支える「ゲートキーパー」の育成
自殺の防止に向け、市の職員や民生委員を始めとする地域の支援者などが、身近な見守り役となる「ゲートキーパー」の養成研修の推進

3 普及啓発の推進
自殺が身近な問題であることや、メンタルヘルスなどの様々な要因が重なって自殺につながっていく実態を知ってもらうことを目的とした普及啓発の推進

4 遺された方への支援の推進
身近な家族や友人を自殺で亡くされた方へ向けた、気持ちの分かち合いの場の開催や、専門相談員による電話相談などの、自死遺族支援の推進

5 様々な課題を抱える方への相談支援の強化
自殺リスクが高いと指摘される、うつ病やアルコール依存症、統合失調症などの精神疾患を抱える方に対する、区やこころの健康相談センターなどでの相談支援や、生活困窮・多重債務などの課題を抱える方々が、相談機関にスムーズにつながるようするための支援の推進

重点施策

特徴1 40～50代が全体の4割を超える
【参考】横浜市:42.5% 国:34.1% (平成28年)

重点施策1 自殺者の多い年代や生活状況に応じた対策の充実

- 市内企業を対象としたメンタルヘルス向上のための情報提供の実施
- 生活困窮者自立支援事業との連携強化
- インターネットを通じた効果的な情報提供・相談支援方法の構築

特徴2 自殺者のうち未遂歴有が2割を超える
【参考】横浜市:21.4% 国:18.9% (平成29年)

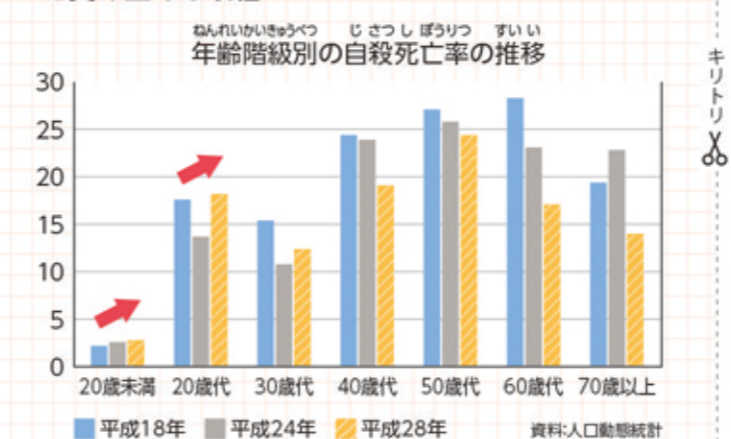
重点施策2 自殺未遂者への支援の強化

- 救急医療機関に搬送された未遂者への退院後支援の推進
- 救命救急センター等における効果的な未遂者支援の拡充のための解析

特徴3 若者の自殺死亡率が減少しない
【参考】10・20・30代の死因の1位は自殺 (平成28年)

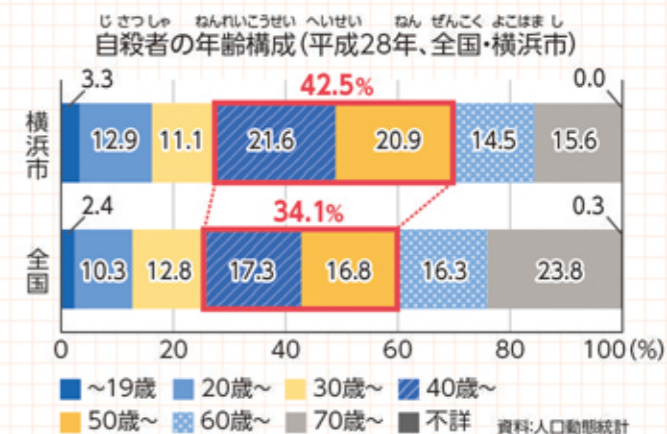
重点施策3 若年層対策の推進

- インターネットを通じた効果的な情報提供、相談支援の構築
- 学校や家庭、社会におけるこどものSOSサインや悩みを受け止める取組



関連施策

自殺対策につながる各区局の事業



未遂歴	平成27年		平成28年		平成29年		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
横浜市	あり	97	18.9%	111	21.9%	95	21.4%
	なし	336	65.4%	313	61.7%	288	65.0%
	不詳	81	15.7%	83	16.4%	60	13.5%
国	あり	4,591	19.1%	4,307	19.7%	4,029	18.9%

※「%」は、それぞれの割合を小数点第2位で四捨五入して算出しているため、全ての割合を合計しても100%にならないことがあります。

御意見欄

期間:平成30年11月30日(金)まで
「横浜市自殺対策計画(仮称)」素案について自由に御意見をお寄せください。

どうもありがとうございました。